

# 県央・湘南の 環境と共生する都市づくり NEWS

創刊号

2000.11.1



## 目次

- 2～3P 特集:「神奈川県環境と共生する都市づくり推進要綱」の制定に向けて
- 4～6P いま、県央・湘南都市圏では～市町村での取組みから～
- 7P 新幹線新駅誘致地区の都市づくり「ツインシティ」  
～企業を対象に都市づくり研究パートナーを募集～
- 8P お知らせ／神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会について

神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会



## 創刊にあたって

神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会会長

神奈川県知事 岡崎 洋



県央・湘南都市圏は、丹沢大山山系、相模川、湘南海岸など豊かな自然環境に恵まれる一方、都市化が進み、新たな高速道路の整備や全国との交流を広げる東海道新幹線新駅の誘致活動が展開されるなど、交通の要衝の地として、今後より一層の発展が期待されています。

21世紀に向けてこの都市圏の将来像を展望しますと、こうした発展に加え、都市圏の自然環境を生かし、環境にできるだけ負荷を与えないなど、環境と共生する取組みを展開することが大切です。

そこで、県では、「かながわ新総合計画21」の「県央・湘南都市圏整備構想」の中で、「環境と共生する都市づくり」をテーマに、関係市町村とともに具体的な取組みを展開しています。

こうした取組みには、県民の皆さん一人ひとりのご理解とご協力のもとで、それぞれの立場で取組んでいただくことが大切と考え、「県央・湘南の環境と共生する都市づくりNEWS」を創刊しました。

このNEWSが、県民の皆さんにとって環境と共生する取組みの情報源となり、その実践にお役立ていただければ幸いです。

## 特集

このコーナーでは、同盟会や県で進めている、県央・湘南都市圏の「環境と共生する都市づくり」の取組み状況をご紹介します。

## 「神奈川県環境と共生する都市づくり推進要綱」の制定に向けて

県では、「環境と共生する都市づくり誘導指針」に基づき、県央・湘南都市圏をモデルに、都市づくりの構想・計画段階から事業実施まで環境共生の取組みを誘導する調整・協議のしくみを制度化するため、平成13年度を目途に、「環境と共生する都市づくり推進要綱」の制定をめざしています。

そこで、ここでは、県がこのほど公表した推進要綱（素案）についてご紹介します。

### ■推進要綱に基づく手続フロー

環境と共生する都市づくり誘導指針

環境と共生する都市づくりの目標

- 1 自然が有する機能・魅力を生かした都市づくり
- 2 環境への負荷を低減する都市づくり
- 3 環境とのバランスのとれた交通計画による都市づくり
- 4 地域アメニティを創出する都市づくり

① 環境共生指標、環境共生技術指針

#### ▼環境共生計画の策定（②参照）

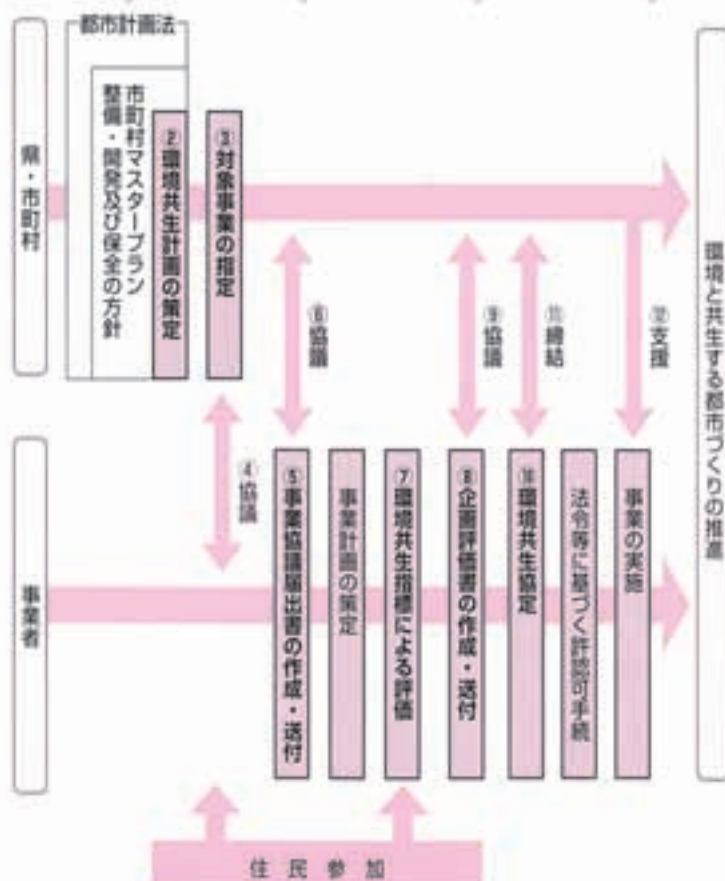
都市づくりの構想・計画段階から環境共生の取組みを誘導するため、市町村は、環境共生計画（環境共生型都市整備の目標、取組み方向等を定めたもの）を策定し、県は、これを都市計画法に基づく「整備、開発及び保全の方針」に位置付けます。

#### ▼対象事業の指定（③④参照）

知事は、環境共生計画が策定された区域内で実施される事業の中から、関係市町村長及び事業者と協議して、事業協議の対象となる事業を指定します。

#### ▼事業協議の手続（⑤～⑨参照）

事業者は、環境共生技術指針に基づき、対象事業に係る環境共生の取組みについて、環境共生指標による評価等を行い、知事及び関係市町村長と協議します。





## 環境と共生する都市づくり「基本計画」について

県央・湘南都市圏の都市づくりにあたっては、都市圏の一体性や利便性の向上・発展を追求するだけではなく、相模川流域や湘南海岸地域等の都市の中に残された貴重な自然空間を生かし、自然とバランスのとれた環境と共生する都市づくりを進めることが大切であり、その視点に立って、計画的かつ総合的に取り組んでいく必要があります。

そこで、県民、事業者、行政など、様々な主体が共通の認識に立って、役割分担と連携を図りながら「環境と共生する都市づくり」を展開していくことをめざして、県、都市圏内の16市町村及び経済団体等が協力して検討を重ねるとともに、2回の集中的な県民参加を経て、平成12年3月に、この「基本計画」を策定しました。

## 基本計画の構成

**県央・湘南都市圏整備基本方針**  
都市圏の将来像と都市圏整備の基本方向を示した計画

**環境と共生する都市づくり誘導指針**  
県民、事業者、行政が共有すべき環境共生の目標、取組みの考え方や誘導方針を示した指針

**ツインシティ基本計画**  
環境と共生する都市づくりを行う「ツインシティ」について、都市像や取組み方向を示した計画

### ▼要綱の運用に当たって（①参照）

要綱の運用に当たり、環境共生の取組みを分かりやすく評価するための「環境共生指標」と、同指標による評価方法等の技術的事項を示した「環境共生技術指針」を整備します。

### 「環境共生指標」

都市づくりに当たって、環境共生の取組みがどの程度なされているかを判断するための目安です。

指標には、「CO<sub>2</sub>削減率10%」のように、複数の環境共生の取組みの度合いを定量的に示す「代表指標」と「太陽熱利用温水機器を導入する」のように、個別の環境共生の取組みを実施の有無によって示す「個別指標」があります。

これらの指標を基に、環境共生の取組みの度合いを判断します。

## 環境共生指標（素案）

### 代表指標

| 目標1 自然の機能・魅力を生かした都市づくり       |     |
|------------------------------|-----|
| 緑地面積                         | 20% |
| 目標2 環境への負荷を低減する都市づくりのための代表指標 |     |
| 従来型の開発との比較によるエネルギー削減率        | 20% |
| 戸建住宅                         | 20% |
| 集合住宅                         | 20% |
| 住宅以外の中規模建築物（延べ床面積1,000㎡未満）   | 10% |
| 住宅以外の中・大規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上） | 20% |
| 従来型の開発との比較によるエネルギー削減率        | 10% |
| 戸建住宅                         | 10% |
| 集合住宅                         | 10% |
| 住宅以外の中規模建築物（延べ床面積1,000㎡未満）   | 40% |
| 住宅以外の中・大規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上） | 40% |

### 個別指標

| 目標1 自然の機能・魅力を生かした都市づくり                 |                                          |
|----------------------------------------|------------------------------------------|
| 1 大規模な土地改良を実施する                        | 6 雨水の地下浸透能力を強化する                         |
| 2 気候緩和のための計画的な緑地を配置する                  | 7 自然のまじり空間を保全及び再生させる                     |
| 3 地域の風の流れに配慮した土地利用及び建物配置とする            | 8 商業活動地域の保護対策をする                         |
| 4 既存の樹林地、草地、水田、農地等を保全する                | 9 地域・地区の特色に合った建物・動物生産を意図する               |
| 5 新たな緑地を整備する                           | 10 その他自然の機能・魅力を生かすための事業者の独自の取組みを実施する     |
| 目標2 環境への負荷を低減する都市づくり                   |                                          |
| 11 バッンプンプソーラーシステムを導入する                 | 18 3分割別集システムを導入する                        |
| 12 省エネ型の照明、空調機、給湯設備及び動力設備を導入する         | 20 省エネ型設備（コンボスター）を導入する                   |
| 13 太陽熱利用温水機器を導入する                      | 21 中水システムを導入する                           |
| 14 太陽光発電施設、設備を導入する                     | 22 雨水貯留施設を導入し雨水を活用する                     |
| 15 風力を発電等に活用する                         | 23 上水道の節水設備を導入する                         |
| 16 長寿命の建築物を建設する                        | 24 コージェネレーション設備等による地域冷暖房、地域熱供給システムを導入する  |
| 17 建築物、外構等にリサイクル材を使用する                 | 25 その他環境への負荷を低減するための事業者の独自の取組みを実施する      |
| 18 建築物発生土の発生を抑制する                      |                                          |
| 目標3 環境とバランスのとれた交通計画による都市づくり            |                                          |
| 26 道路の整備規模に応じた駐・停車スペースを確保する            | 31 生物系に配慮した道路を整備する                       |
| 27 公共交通機関への乗り継ぎ、乗り換え環境を整備する            | 32 騒音低減や透水性に配慮した道路舗装とする                  |
| 28 公共交通の導入を前提とした道路を整備する                | 33 緑地、緑地帯地帯を整備する                         |
| 29 自転車、歩行者空間を整備する                      | 34 低公害車に対するサービスエリアを整備する                  |
| 30 施設の整備規模に応じた駐輪場を整備する                 | 35 その他環境とバランスのとれた交通計画のための事業者の独自の取組みを実施する |
| 目標4 地域アメニティを創出する都市づくり                  |                                          |
| 36 緑とふれあえる場を整備する                       | 39 災害時に利用出来るような施設を適切に配置する                |
| 37 水とふれあえる場を整備する                       | 40 高齢者、身体障害者等に配慮した建築物、歩行者空間を整備する         |
| 38 地域景観に配慮し、周囲の地中化や建築物等の高さ、形状、色等の工夫をする | 41 その他地域アメニティを創出するための事業者の独自の取組みを実施する     |

### 環境共生指標による評価

- ① 代表指標については、全ての指標を上回ることを、  
② 個別指標については、事業者が取り組む項目数が、最低限取り組むべき項目数を上回ることを、  
上記①及び②を満たせば、環境と共生する事業として評価する。

※個別指標の取組については、地域特性、事業種別を考慮して決定

### ▼支援（②参照）

知事は、環境共生協定を締結した環境共生の取組みについて、適切な支援を行います。

### ▼環境共生協定の締結（④⑤参照）

事業者は、協議の整った環境共生の取組みの実現方策や支援等について、知事及び関係市町村長と環境共生協定を締結します。

## 要綱（素案）に対するご意見をお待ちしています

要綱（素案）は、県の各地区行政センターの県政情報コーナーや県央・湘南都市圏内の市町村担当課、県のホームページなどでご覧いただけます。

ご意見を「県央・湘南都市圏整備構想」ホットラインまでお寄せください。また、ファックスやEメールでもお受けしています。  
[11月30日（木）までお受けしています。]

電話 045-210-6036（直通）  
ファックス 045-210-8879  
Eメール kankyou-kyousei.50@pref.kanagawa.jp



# いま、県央・湘南都市圏では～市町

このコーナーでは、市町村で進められている環境共生の具体的な取り組みをご紹介します。

## 海老名市 での取り組み

環境にやさしいまちづくりをめざして  
「海老名エコ・パークアンドライド社会実験」

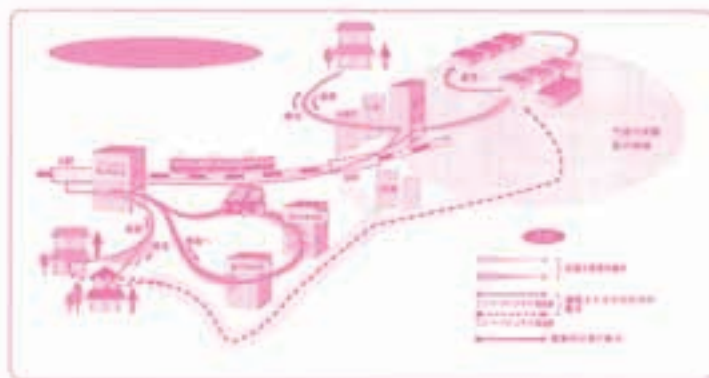
海老名市では、神奈川県と共同で「エコ・パークアンドライド」システムの検討を進めています。

これは、低公害車を市民と事業所が共同で利用して、環境にやさしい新しいシステムを創り出そうという取り組みで、平成11・12年度の建設省の社会実験実施地域に選定されています。

### 1 エコ・パークアンドライドの概要

このシステムは、朝・夕の通勤に利用する自動車と日中の業務に使う自動車を、それぞれ別の人が共同で利用するパークアンドライドで、渋滞緩和とともに駅周辺にある駐車場の有効活用を図るものです。また、電気自動車を用いることで、排気ガスのない静かな走行が可能となり、環境への負荷も軽減されます。(図1参照)

※ パークアンドライド…目的地まで自動車で行く代わりに、自宅近くの駅付近の駐車場にとめて、鉄道に乗り換えて移動すること。



エコ・パークアンドライド概略図 (図1)

### 2 取り組みの背景

市では、「まちづくり」及び「環境対策」の観点から本事業に取り組んでいます。

海老名駅周辺及び厚木市への相模川の渡河部分では慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消のためにも公共交通の利用促進を図る必要があります。

また、海老名駅周辺を市の中心とすべく、民間開発の誘導や都市基盤整備を積極的に進めており、既存駐車場の効率的利用を図るなど、駅周辺の土地を有効に活用していく必要があります。

一方、環境面では、これまでも環境庁の低公害車モデル都市にも指定されているなど、低公害車の導入・普及等を積極的に進めており、より一層の推進を図っていきいたいと考えております。

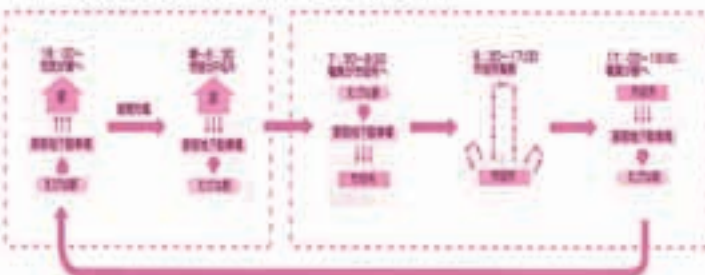
このようなことから、海老名駅周辺の土地利用を妨げず交通渋滞解消に寄与し、さらには、低公害車の普及等の環境対策につながるシステムの検討を始めたものです。

### 3 平成11年度実験概要

平成12年1月17日から3月31日までの間、市役所と公募した市民モニター10名で実験を行いました。

超小型の電気自動車15台を、朝・夕の通勤時間帯は市民が通勤用として、日中は市役所が公用として使用したもので、車両の受け渡しは、海老名中央公園地下駐車場を利用しました。(図2参照)

### ■1日の流れで見るエコ・パークアンドライド



1日の流れで見るエコ・パークアンドライド (図2)

### 4 平成11年度実験評価

自動車の共同利用システムは大きな問題がなく、市民モニターや市職員に十分受け入れられました。

期間中における実験車両(15台)の利用実績としては、市業務利用では、1日平均約4回、約24kmの利用でした。また、市民モニター利用では、1日平均約15kmの利用でした。

市民モニターからは、「市が率先してこのような取り組みを行っていることはすばらしい」、「一般事業者等に利用が広がれば、駅周辺の渋滞や環境汚染が解消される。」等の評価を得ることができ、多くの市民もこのシステムに関心を寄せています。また、環境という側面から高い関心を示す一般事業所も出ています。

### 5 平成12年度の取り組み

平成11年度実験の課題解決のため、第2弾の実験を進めることとしています。

市役所と市民の共同利用に一般事業者の参画もいただき、車両の受け渡し駐車場も複数にした形で進めていく予定です。

また、費用負担や運営主体の検討もしていきます。

今後は、実験から事業化に向けたプロセスの中で、海老名市としても、市及び一般事業者の環境対策のさらなる推進への貢献や、駅周辺のまちづくりを進めていく上での一方策として、一般事業者と共にまちづくりに寄与するシステムを構築したいと考えています。

( お問い合わせは、海老名市まちづくり部都市計画課  
電話046-231-2111 )



# 村での取組みから～

## 座間市

### での取組み

## 地下水保全に関する取組みについて

### 1 はじめに

座間市は相模原台地の南部に位置し、この台地に浸透した雨水が地下水として湧き出してくるという地形的な特徴があるため、昔から数多くある湧水を利用した生活や、地下水を利用した産業の発展が見られます。また、上水道も地下水を水源としているため、市民の地下水に対する関心が高く、平成10年12月に「座間市の地下水を保全する条例」が制定され、現在この条例に基づき次のような地下水保全に関する取組みを行っています。

### 2 地下水総合調査



市内に点在する湧水

座間市と近隣市を含めた広域的な範囲で、地形、地質、帯水層の構造と厚さ、地下水の流れ、湧水の状況、井戸の構造と地下水位など、水収支に関する総合的な調査を行っています。これは、平成11年度に実測調査を行い、12年度にこの調査結果に基づく座間市域の地下水モデルを作成し、水収支の把握、涵養機能の評価、適正揚水量の推計など、一連のシミュレーションを行うものです。そして、この調査結果を基に、地下水保全対策の基本方針となる地下水総合計画の作成へとつなげていきます。

### 3 地下水に関する規制・指導

条例の施行により、井戸設置の届出、地下水採取量の報告、有害物質使用事業場の届出、有害物質の使用量の報告などの届出がなされ、使用の実態把握及び地下水の水量、水質の両面にわたる規制・指導を進めています。※平成12年8月現在、井戸設置届＝約83件、有害物質使用事業場設置届＝17社

### 4 水源保護に関する施策

「水源保護地域」として座間市全域を指定し、この地域内で水源保護に影響を及ぼす一定の行為に届出をさせ、規制・指導を行うとともに水源保護のための地下水涵養策の推進を図っています。

地下水涵養策の手法としては、次の施設整備に対する助成制度を設けています。

- ①雨水浸透ます
- ②雨水浸透トレンチ
- ③浸透性アスファルト舗装



### 5 市民・事業者・行政の連携

平成11年10月1日に市民と地下水採取事業者の代表からなる「地下水保全連絡協議会」が設置され、地下水保全施策の全般にわたり、「市民・事業者の相互理解と協力」による運営がなされています。

以上のように、本市においては特に飲料水が地下水であるということから、市民の地下水に対する「関心度」が高く、まだ地下水保全の取組みは始まったばかりですが、今後とも市民の期待に応えるような取組みを進めていく必要があると考えています。

お問い合わせは、座間市市民環境部環境保全課  
電話046-252-7675・ダイヤルイン



湧水を生かした街づくりくみびら - 長安街なみ環境整備事業 -



# 寒川町 での取り組み

## 寒川町立南小学校でのビオトープづくり ～環境学習の推進～

### 1 はじめに

21世紀は環境の世紀と言われており、自分たちの住んでいる身近な範囲から地球規模に至るまで、環境問題について、行政だけでなく、個人としても取り組まなければならない時代であり、教育分野においても例外ではありません。

現代の子供たちは外で遊ぶ機会が少なく、テレビなどの映像文化と親しむ生活が主流となっており、自然との触れ合いがないのが実状です。特に、生き物との関わり、触れ合いを持つことが少なくなっています。

### 2 小学校でのビオトープづくり

寒川町では、校外学習では継続して学習できないこともあり、校内に自然に触れ合えるようなビオトープを自ら作ることに。子供たちの自然への関心を高め、自然や生命を大切にすることと態度を育むことを目的とした活動を始めました。

平成11年度に寒川町立南小学校では、1・2年生合同で生活科の授業において、自然と同様な環境を整備することで様々な生物が棲んだりすることができる池づくりに取り組みました。

この学習にあたった南小学校の先生方は、「生き物を手で触れた感触、実物を見た感動が、その場のすべてのものと一緒に子供たちの心の中に刻まれていく、そして、そこから自然を知り、命を知っていく、そのためには、疑似体験でなく、本物に触れさせてあげたい。」という考えのもとに実践しています。

池づくりは、昨年10月から作業を開始し、12月には概ね池が完成しましたが、池の周囲には飛んできた虫が休めるように雑草を植え、池の中にはめだかなどを放しています。

また、池の真ん中あたりには橋をかけ、橋の上から池

を観察できるようにしています。

平成12年度には、池をより自然に近づけるように、水を浄化する草を植えたり、池の中に石を入れたりするなどして、夏には、とんぼなど様々な生き物も来るようになりました。

子供たちは、皆で協力して池を作ることで貴重な実体験を積むことができ、誰かが作った「与えられた池」ではなく「自分たちの池」ということで、自分の学習する環境を自分の手で作ったということでも意義があると考えられます。

今後生き物の生態系がどのように変化し、どのような池になるか、子供たちは楽しみに観察しています。

子供たちが、この池づくりを通して自然への関心を高め、人間も自然の生態系の一員だという認識を持つ、あるいは自覚することは、自然や生命を大切にする心と態度を育むことにもつながるものと考えられます。



### 3 豊かな自然環境の継承

寒川町は、相模川をはじめ、豊かな自然環境に恵まれています。この池づくりを通して育んだ心で自然と親しみ、ふれあい、身近な環境に関心を持つことから、一人ひとりが自然の大切さや日々の生活の中での環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した生活を実践していくことにより、次世代に豊かな自然環境を継承していくことができると考えています。

そして、こうした取り組みにより、環境教育を推進し、環境との共生を目指した地域社会づくりを行っていきたいと考えております。



（ お問い合わせは、寒川町都市部新幹線新駅対策課 電話0467-74-1111 ）



## 新幹線新駅誘致地区の都市づくり「ツインシティ」

東海道新幹線新駅誘致地区の寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚側地区とを新たな道路橋で結び、環境共生のモデル都市を形成する「ツインシティ」。

このコーナーでは、ツインシティの都市づくりについての取組み状況をご紹介します。

### ～企業を対象に都市づくり研究パートナーを募集～

#### 事業の概要

神奈川県では、ツインシティを地球環境にやさしい都市、新しい生活スタイル・ワークスタイルを実践する都市とするための都市システムや施設等について、行政と共に研究するパートナーを募集しました。

8月23日に開催した合同説明会には、110社・167名が参加され、ツインシティが企業にとって魅力ある都市づくりとなることが予想されました。

#### 今後の展開

この募集では、応募企業から研究したいテーマと研究の進め方をご提案いただきました。

応募は10月25日に締切りましたが、県民の皆さんには、企業からの提案内容を公表し、ご意見をいただくことにしています。

その後、学識者等で構成する委員会において、ツインシティにふさわしい提案をされた企業を研究パートナーとして5組程度選考いたします。

選考された企業の方には、提案の実現に向けた研究（事業内容、規模、効果、採算性、役割分担等の研究）を平成13年度からの2ヶ年で行っていただく予定です。

研究の成果は、県民の皆さんに公表するとともに、県民の皆さんの意見を踏まえて、ツインシティ整備計画の策定などの都市づくりに反映していきます。



#### 企業提案を公表します

ご応募いただいた各企業の提案は、県の各地区行政センターの県政情報コーナーや県央・湘南都市圏内の市町村でご覧いただけます。

〔11月10日（金）より11月30日（木）まで〕

ツインシティのホームページ

(<http://www.twin-city.org/>) もご覧ください。

## Q&A コーナー

このコーナーでは、皆さんからのご質問をお受けしています。

「県央・湘南都市圏整備構想」ホットライン」までどうぞ。

**Q**：私たちの普段の生活のなかでの、環境にやさしい都市づくりにはどのようなものがあるのですか？

**A**：ここでは、私たちの普段の暮らしのなかにある「環境にやさしい都市づくり」を紹介します。詳しい内容は、「環境と共生する都市づくり～基本計画～」をご覧ください。

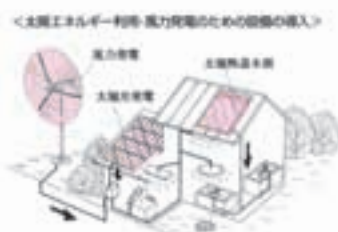
#### ○みどりの保全

豊かなみどりの空間は、多様な生物を育み、気象変動を緩和し、二酸化炭素を吸収するなど、地球環境を保全します。



#### ○クリーンエネルギーの活用

地球温暖化の要因となる石油などの使用を控え、太陽熱などの自然のエネルギーを生活のなかに取り入れます。



#### ○環境にやさしい交通手段

窒素酸化物による大気汚染を抑制するために、低公害車や排気ガスのない電気自動車を交通手段とします。





## お知らせ

### 県民フォーラム「環境と共生する都市づくり～身近な取組みの実践～」にご参加ください

現在、同盟会と県では、「環境と共生する都市づくり「基本計画」」を踏まえ、具体化に向けて、次のステップの取組を進めています。

そこで、こうした都市づくりの取組状況をご報告するとともに、“環境と共生する都市づくり”に向けてどのように取り組んでいったらよいのか、具体的な事例を通して県民の皆さんとともに考え、ご意見・ご提案をいただくために、フォーラムを開催します。

日 時：平成12年11月22日（水）午後6～8時

場 所：ひらつかスカイプラザ 第2会議室（平塚市宝町3-1 平塚MNビル11階 JR平塚駅北口）

内 容：環境と共生する都市づくりに向けて

1 「県央・湘南都市圏整備構想」の推進に関する取組状況報告

2 環境共生の活動事例報告

3 パネルディスカッションとフロア討議

申込先：11月15日（水）までに、「県央・湘南都市圏整備構想」

ホットラインまでお申し込みください。

また、ファックスやEメールでもお申し込みいただけます。



「基本計画」及びその概要をまとめた「あらまし」は県の各地区行政センター県政情報コーナーや県央・湘南都市圏の市町村でお配りしています

環境と共生する都市づくりについてのお問い合わせは、

#### 「県央・湘南都市圏整備構想」ホットライン

（神奈川県県土整備部県土整備総務室内）

電 話 045-210-6036（直通）

受付時間 9：00～17：00

ファックス 045-210-8879

Eメール kankyou-kyousei.50@pref.kanagawa.jp

## 神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会について

「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」は、県中央部への東海道新幹線新駅の誘致を目的に、県及び関係11市町、県内経済団体等を構成員として、平成8年5月に発足しました。

同盟会では、平成9年11月、新駅誘致地区を寒川町倉見地区に決定し、JR東海をはじめ関係機関への要望活動などを行っています。

また、同盟会を構成する市町周辺の市町村などを加えて、「まちづくり検討協議会」を設置し、県央・湘南都市圏における環境と共生する都市づくりの検討・協議を進めています。

#### ■「まちづくり検討協議会」の県・市町村担当窓口

|         |               |              |
|---------|---------------|--------------|
| 神 奈 川 県 | 県土整備部県土整備総務室  | 045-210-6036 |
| 平 塚 市   | 企画部企画課        | 0463-23-1111 |
| 藤 沢 市   | 企画部企画課        | 0466-25-1111 |
| 茅 ヶ 崎 市 | 都市部都市政策課      | 0467-82-1111 |
| 相 模 原 市 | 都市部都市交通計画課    | 042-754-1111 |
| 厚 木 市   | 市政企画部まちづくり政策課 | 046-223-1511 |
| 大 和 市   | 都市部都市政策課      | 046-263-1111 |
| 伊 勢 原 市 | 市長公室企画調整室     | 0463-94-4711 |
| 海 老 名 市 | まちづくり部都市計画課   | 046-231-2111 |
| 座 間 市   | 企画部企画政策課      | 046-255-1111 |
| 綾 瀬 市   | 企画部企画課        | 0467-77-1111 |
| 寒 川 町   | 都市部新幹線新駅対策課   | 0467-74-1111 |
| 秦 野 市   | 企画部企画課        | 0463-82-5111 |
| 大 磯 町   | 企画財政室         | 0463-61-4100 |
| 二 宮 町   | 総務部企画室        | 0463-71-3311 |
| 安 川 町   | 総務部企画課        | 046-285-2111 |
| 清 川 村   | 建設経済部地域整備課    | 046-288-1211 |

※上記市町村が、県央・湘南都市圏内の市町村となります。

東海道新幹線新駅の誘致活動については、期成同盟会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kendosomu/shin-eki/>

発行元：神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会（事務局：神奈川県県土整備部県土整備総務室）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電 話 045-210-6036（直通）

ファックス 045-210-8879

発行回数：年3回（6月、12月、2月の予定）※平成12年度は、11月、2月（予定）の2回発行

**R70**

環境共生都市整備推進・新幹線新駅設置推進担当